

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略) <u>平成30年2月26日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p>	
<p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、<u>日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時に一括して納付するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により償還されるものに限り、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00029）の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であつて、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。<u>ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りではない。</u>）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第6項に規定する重大な内容変更等を行った場合であつて保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、<u>次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</u></p> <p>一 <u>日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第6項又は約款（保証債務）第19条第6項の承認をした場合にあつては、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項の通知を行った時</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる場合以外にあつては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書きの規定による承認をした時</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により償還されるものに限り、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00029）の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であつて、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>一～二 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>3 貿易代金貸付金債権等に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、<u>保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。ただし、前項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあつては次の特約とは異なる特約を付す。</u></p> <p>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. <u>第2回支払日が到来する前に約款第20条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であつて、概算により算出された保険料の額が当該変更に基づき算出された保険料を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料の額から減じることとする。</u></p> <p>4. <u>第2回支払日が到来する前に貸付金等の全部について償還が行われた場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>5. 第2回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があつた場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保</p>	<p>3 貿易代金貸付金債権等に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</p> <p>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. 第2回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があつた場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保</p>	

新	旧	備考
<p>「<u>保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>」</p> <p>4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めるときは、<u>保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。ただし、第2項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあっては次の特約とは異なる特約を付す。</u></p> <p>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. <u>第2回支払日が到来する前に約款第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって、概算により算出された保険料の額が当該変更に基づき算出された保険料を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料の額から減じることとする。</u></p> <p>4. <u>第2回支払日が到来する前に保証債務に係る借入金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>5. 第2回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る</p>	<p>「<u>保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>」</p> <p>4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めるときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</p> <p>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. 第2回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る</p>	

新	旧	備考
保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」	保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」	
第14条～第22条 (略)	第14条～第22条 (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>		